

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十五号

#### 広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第六条の四 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第六条の四の二 平成二十二年度から令和十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。)(において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)(の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(以下この項において「控除額」とい</p>	<p>附則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第六条の四 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第六条の四の二 平成二十二年度から平成四十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。)(において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)(の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(以下この項において「控除額」とい</p>

う。)を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額(当該金額が三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)を超える場合には、三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円))。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一・二 (略)

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第六条の四の三 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から令和三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

第六条の六 平成二十六年から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条(

という。)を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額(当該金額が三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)を超える場合には、三万九千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円))。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一・二 (略)

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第六条の四の三 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

第六条の六 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条(

これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

第七条の三 平成二十八年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第九条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二 昭和六十三年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定す

これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

第七条の三 平成二十八年度から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第九条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二 昭和六十三年度から平成三十二年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規

る譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和二十二年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七条の二第二項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(保険料に係る個人の県民税の課税の特例)  
第十一条の二の十 県民税の所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

(個人の県民税の税率の特例)

第十一条の二の十の二 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第三十九条の規定にか

定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成三十二年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七条の二第二項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(保険料に係る個人の県民税の課税の特例)  
第十一条の二の十 県民税の所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

(個人の県民税の税率の特例)

第十一条の二の十の二 平成二十六年度から平成三十五年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第三十九条の規定

かわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年(当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること)が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十二条の三 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代

にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年(当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること)が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十二条の三 平成十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代

替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

4-6 (略)

#### 第十四条 (自動車取得税の非課税)

次に掲げる自動車（第九十四条第二項に規定する自動車をいう。以下この条から附則第十四条の五まで及び附則第十四条の七において同じ。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次条及び附則第十四条の四において同じ。）を受けるものの取得が令和元年九月三十日までに行われた場合には、第九十四条第一項の規定にか

替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

4-6 (略)

#### 第十四条 (自動車取得税の非課税)

次に掲げる自動車（第九十四条第二項に規定する自動車をいう。以下この条から附則第十四条の五まで及び附則第十四条の七において同じ。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次条及び附則第十四条の四において同じ。）を受けるものの取得が平成三十一年九月三十日までに行われた場合には、第九十四条第一項の規定

かわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

一―三 (略)

四 (略)

イ (略)

(2) エネルギ―の使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七条第一号イに規定するエネルギ―消費効率（以下この条、次条及び附則第十四条の四において「エネルギ―消費効率」という。）が同法第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギ―消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギ―消費効率（以下この号及び附則第十四条の四において「基準エネルギ―消費効率」という。）であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号、次条及び附則第十四条の四において「令和二年度基準エネルギ―消費効率」という。）に百分の百四十を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ (略)

五 (略)

イ (略)

ロ エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率に百分の百四十を乗じて得た数値以上であること。

六 (略)

### （自動車取得税の税率の特例）

#### 第十四条の二 (略)

2 ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの取得（附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課す

にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

一―三 (略)

四 (略)

イ (略)

(2) エネルギ―の使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七条第一号イに規定するエネルギ―消費効率（以下この条、次条及び附則第十四条の四において「エネルギ―消費効率」という。）が同法第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギ―消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギ―消費効率（以下この号及び附則第十四条の四において「基準エネルギ―消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号、次条及び附則第十四条の四において「平成三十二年基準エネルギ―消費効率」という。）に百分の百四十を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ (略)

五 (略)

イ (略)

ロ エネルギ―消費効率が平成三十二年基準エネルギ―消費効率に百分の百四十を乗じて得た数値以上であること。

六 (略)

### （自動車取得税の税率の特例）

#### 第十四条の二 (略)

2 ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの取得（附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課す

る自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

4 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

一 (略)

イ (略)

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

6 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第

る自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

4 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

一 (略)

イ (略)

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

6 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条

一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)

(一) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

一 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準

エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準

エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)

(一) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 (略)

イ (略)

(1) エネルギー消費効率が令和二年度基準

エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準

エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が令和元年九月三十日

までに完了した場合には、第九十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の免税点の特例)

第十四条の四 次に掲げる自動車(以下この項

又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)

(一) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

一 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年

基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年

基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十四条の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)

(一) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 (略)

イ (略)

(1) エネルギー消費効率が平成三十二年

基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年

基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が平成三十一年九

月に完了した場合には、第九十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の免税点の特例)

第十四条の四 次に掲げる自動車(以下この項

において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一―四 (略)

五 次に掲げるガソリン自動車(令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の六第一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。))を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の六第二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。))に限る。)

イ・ロ (略)

六一八 (略)

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

一 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

二・三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

五 (略)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第三種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一―四 (略)

五 次に掲げるガソリン自動車(平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成三十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の六第一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項から第五項までにおいて「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。))を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の六第二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第五項までにおいて「平成三十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。))に限る。)

イ・ロ (略)

六一八 (略)

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

一 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

二・三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

五 (略)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第三種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

一―四 (略)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一―五 (略)

5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一―三 (略)

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の六の二第一項に規定するものに限り。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第八項において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の六の二第三項に規定するものに限り。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十四条の四第七項に規定する路線バス等

一―四 (略)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一―五 (略)

5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一―三 (略)

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の六の二第一項に規定するものに限り。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第八項において「基本方針」という。)に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の六の二第三項に規定するものに限り。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十四条の四第七項に規定する路線バ

にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして地方税法施行規則附則第四条の六第六項に規定する認定を受けたものであること。

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）が、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一―三 (略)

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用される

ス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして地方税法施行規則附則第四条の六第五項に規定する認定を受けたものであること。

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）が、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一―三 (略)

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用される

べきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第二四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一―三 (略)

12 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第十四条の五 法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第九十五条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得

べきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第二四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一―三 (略)

12 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六の二第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第十四条の五 法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第九十五条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得

をした後に、対象区域内自動車が法附則第五十二条第二項各号に掲げる自動車で令附則第三十二条第二項で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和元年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2・3 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 令和三年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十一条及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があった場合、第三項において読み替えて適用する第一百二十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があった場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一―五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、令和三年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第一百五十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一―三 (略)

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第二十一項各号に掲げるものに基づき、令和三年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第一百五十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 (略)

をした後に、対象区域内自動車が法附則第五十二条第二項各号に掲げる自動車で令附則第三十二条第二項で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2・3 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 平成三十三年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十一条及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があった場合、第三項において読み替えて適用する第一百二十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一―五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成三十三年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第一百五十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一―三 (略)

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第二十一項各号に掲げるものに基づき、平成三十三年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第一百五十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 (略)

(自動車税の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次項第二号において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第二項に規定するものをいう。及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。次項第三号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する令和元年度分の自動車税に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・三 (略)

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして

(自動車税の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次項第二号において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第二項に規定するものをいう。及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。次項第三号において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する平成三十一年度分の自動車税に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車(平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、当該自動車(平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・三 (略)

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして

定められたもの（次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則第五条の二第六項に規定するもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第七項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則第五条の二第八項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第九項に規定するもの

五  
(略)

(略)

3 エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第十二項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第十三項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

### （狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」と

して定められたもの（次項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則第五条の二第六項に規定するもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第七項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則第五条の二第八項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第九項に規定するもの

五  
(略)

(略)

3 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第十二項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則第五条の二第十三項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

### （狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」と

いう。)第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。)に規定する従事者証(次条第二項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときは、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

#### (狩猟税の税率の特例)

第二十條の二 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

いう。)第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。)に規定する従事者証(次条第二項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十六年三月三十一日までの間に行われたときは、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

#### (狩猟税の税率の特例)

第二十條の二 平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限

2 (略)

2 (略) りでない。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(法人の事業税の税率等) 第五十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p>		<p>(法人の事業税の税率等) 第五十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p>	
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・四	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・九
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の〇・七	各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の二・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一	各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の三・六
<p>二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p>		<p>二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p>	
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円を超える金額	百分の四・九	各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六
<p>三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p>		<p>三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p>	
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・三	各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の七	各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の九・六

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易  
 保険業に対する事業税の額は、各事業年度の  
 収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3  
 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて  
 得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の四  
 ・九を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分  
 の七を乗じて得た金額

附則

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易  
 保険業に対する事業税の額は、各事業年度の  
 収入金額に百分の一・三を乗じて得た金額と  
 する。

3  
 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の三・六を乗  
 じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の六  
 ・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分  
 の九・六を乗じて得た金額

附則

(法人の事業税の税率の特例)  
 第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八  
 条第一項の規定に該当する法人の同項の規定  
 に該当する各事業年度に係る所得割について  
 は、第五十条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(法人の事業税の税率の特例)  
 第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八  
 条第一項の規定に該当する法人の同項の規定  
 に該当する各事業年度に係る所得割について  
 は、第五十条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)」とする。

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書)            第三十九条の五 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この項において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この項において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第</p>	<p>(個人の県民税に係る扶養親族申告書)            第三十九条の五 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この項において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この項において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第一項の規</p>

一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三十七條の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

2 所得税法第二百三條の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四條第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三條の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五條の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三十七條の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

#### 附則

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十一條の二の三 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十一條の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一條の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一條の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五條、附則第五條の二、附則第十條、附則第十條の二、附則第十條の三又は附則第十一條の規定を適用する。

#### 附則第

#### 法附則第四

#### 法附則第四條第

定に基づく県民税に関する申告書を、法第三十七條の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

2 所得税法第二百三條の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五條の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三十七條の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

#### 附則

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

<p>五条第一項第一号</p>	<p>附則第五條の二第一項第一号</p>	<p>附則第十條第一項</p>	<p>附則第十條の二第三項</p>	<p>附則第十條の</p>
<p>一項第一号(法附則第四條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>法附則第四條の二第一項(法附則第四條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>第三十五條第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>同法第三十一條第一項</p>	<p>租税特別措置法第三十一條第一項</p>
<p>一項第一号(法附則第四條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>第三十四條の三まで、第三十五條(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)、第三十五條の二、第三十六條の二若しくは第三十六條の五(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第三十五條第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第三十五條の三まで、第三十五條(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)、第三十五條の二、第三十六條の二若しくは第三十六條の五(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>租税特別措置法第三十條</p>
<p>一項第一号(法附則第四條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>法附則第四條の二第一項(法附則第四條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>第三十五條第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第三十五條の三まで、第三十五條(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)、第三十五條の二、第三十六條の二若しくは第三十六條の五(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>租税特別措置法第三十條</p>

第三十一項	一条の三第一項	国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一條の三第一項
附則第十一條第一項	第三十五條第一項	第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
同法第三十二條第一項	租税特別措置法第三十二條第一項	

2|

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一條の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七條の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五條、附則第五條の二、附則第十條、附則第十條の二、附則第十條の三又は附則第十一

3) 条の規定を適用する。  
 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則第 五条第 一項	法附則第四 条第一項第 一号	法附則第四条第 一項第一号（法 附則第四十四條 の二第三項の規 定により読み替 えて適用する場 合を含む。）
附則第 五条の 二第一 項	法附則第四 条の二第一 項第一号	法附則第四条の 二第一項第一号 （法附則第四十 四條の二第三項 の規定により読 み替えて適用す る場合を含む。）
附則第 六条の 四第一 項第二 号ロ	第三十一條 の三	第三十一條の三 （東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十一 條の七第四項の 規定により適用 される場合を含 む。）
附則第 十條第 一項	第三十五條 第一項	第三十五條第一 項（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一條の七第四項 の規定により適 用される場合を

第十一条の二の三 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則第 五条第 一項	法附則第四 条第一項第 一号	法附則第四条第 一項第一号（法 附則第四十四條 の二第一項の規 定により読み替 えて適用する場 合を含む。）
附則第 五条の 二第一 項	法附則第四 条の二第一 項第一号	法附則第四条の 二第一項第一号 （法附則第四十 四條の二第一項 の規定により読 み替えて適用す る場合を含む。）
附則第 六条の 四第一 項第二 号ロ	第三十一條 の三	第三十一條の三 （東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十一 條の六第一項の 規定により適用 される場合を含 む。）
附則第 十條第 一項	第三十五條 第一項	第三十五條第一 項（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一條の六第一項 の規定により適 用される場合を

4	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第五項に規	附則第十條の二第三項	第三十五條の二、第三十六條の五	第三十四條の三まで、第三十五條（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）の七第四項の規定により適用される場合を含む。）
		附則第十條の三第一項	第三十五條第一項	第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）の七第四項の規定により適用される場合を含む。）

2	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国	附則第十條の二第三項	第三十五條の二、第三十六條の五	第三十四條の三まで、第三十五條（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
		附則第十條の三第一項	第三十五條第一項	第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）の六第一項の規定により適用される場合を含む。）

定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の県民税の賦課徴収） 第三十九条の三 個人の県民税の賦課徴収は、法第七百三十九条の五の規定による場合を除くほか、市町が当該市町の個人の市町民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法） 第四十条 市町が法第七百三十九条の四第二項の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書により指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。</p>	<p>（個人の県民税の賦課徴収） 第三十九条の三 個人の県民税の賦課徴収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町が当該市町の個人の市町民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法） 第四十条 市町が法第四十二条第三項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によつて指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。</p>

第五条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(譲渡担保財産等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除の申請手続)  
第六十四条の三 法第七十三条の二十七の四第一項の規定により不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の五第一項の規定により不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一―五 (略)

3 法第七十三条の二十七の六第一項の規定により不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一―五 (略)

二 農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。)第七条第一号に掲げる事業(同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下「農地売買事業」という。)の実施により取得した土地の所在、地番、地目及び面積

三 農地中間管理機構が当該土地を取得した年月日

四 (略)

イ 農地中間管理機構が農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、又は交換したとき 当該土地を売り渡し、又は交換した者

ロ 農地中間管理機構が基盤強化法第七条第三号に掲げる事業(以下「農地所有適格法人出資育成事業」という。)の実施により同号に規定する農地所有適格法人(以下「農地所有適格法人」という。)に対して当該土地を現物出資したとき 当該農地所有適格法人

(譲渡担保財産等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除の申請手続)  
第六十四条の三 法第七十三条の二十七の四第一項の規定によつて不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第七十三条の二十七の五第一項の規定によつて不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一―五 (略)

3 法第七十三条の二十七の六第一項の規定によつて不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一―五 (略)

二 農地利用集積円滑化団体等が基盤強化法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下「農地売買等事業」という。)の実施により取得した土地の所在、地番、地目及び面積

三 農地利用集積円滑化団体等が当該土地を取得した年月日

四 (略)

イ 農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業の実施により当該土地を売り渡し、又は交換したとき 当該土地を売り渡し、又は交換した者

ロ 農地利用集積円滑化団体等が基盤強化法第七条第三号に掲げる事業(以下「農地所有適格法人出資育成事業」という。)の実施により同号に規定する農地所有適格法人(以下「農地所有適格法人」という。)に対して当該土地を現物出資したとき 当該農地所有適格法人

五 農地中間管理機構が農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資した年月日

4 法第七十三条の二十七の七第一項の規定により不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一―五 (略)

(住宅の用に供する土地の取得等に対する不動産取得税の徴収猶予の申告手続)

第六十五条 (略)

2―5 (略)

6 法第七十三条の二十七の六第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、農地中間管理機構が当該土地の取得の日から五年以内(当該土地が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの間)に農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 徴収猶予を受けようとする農地中間管理機構の名称及び事務所の所在地

二 農地中間管理機構が農地売買事業の実施により取得した土地の所在、地番、地目及び面積

三 (略)

イ 農地中間管理機構が農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、又は交換しようとするとき 当該土地を売り渡し、又は交換しようとする者

ロ 農地中間管理機構が農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対して当該土地を現物出資しようとするとき 当該農地所有適格法人

7 (略)

五 農地利用集積円滑化団体等が農地売買事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資した年月日

4 法第七十三条の二十七の七第一項の規定によつて不動産取得税の徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一―五 (略)

(住宅の用に供する土地の取得等に対する不動産取得税の徴収猶予の申告手続)

第六十五条 (略)

2―5 (略)

6 法第七十三条の二十七の六第二項の規定により不動産取得税について同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、農地利用集積円滑化団体等が当該土地の取得の日から五年以内(当該土地が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの間)に農地売買等事業の実施により当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対し現物出資することを証するに足る書類を添付して、第六十一条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 徴収猶予を受けようとする農地利用集積円滑化団体等の名称及び事務所の所在地

二 農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業の実施により取得した土地の所在、地番、地目及び面積

三 (略)

イ 農地利用集積円滑化団体等が農地売買等事業の実施により当該土地を売り渡し、又は交換しようとするとき 当該土地を売り渡し、又は交換しようとする者

ロ 農地利用集積円滑化団体等が農地所有適格法人出資育成事業の実施により農地所有適格法人に対して当該土地を現物出資しようとするとき 当該農地所有適格法人

7 (略)

(広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 広島県税条例の一部を改正する条例等(平成二十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを削り、同条のうち広島県税条例第一百五十五条の前に七条を加える改正

規定中同条例第百十四条の二の規定を次のように改める。

(環境性能割の税率)

第百十四条の二 次に掲げる自動車(法第百四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―の使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十七条第一号イに規定するエネルギ―消費効率(以下この条において「エネルギ―消費効率」という。)が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギ―消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギ―消費効率(以下この条において「基準エネルギ―消費効率」という。)であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギ―消費効率」という。)以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第

九条の四第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第三号において同じ。）

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

地方税法施行規則第九条の二第二十四項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四百九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

## 二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
三 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上である

こと。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定は、法第四十九条第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
第二項第一号ハ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十八
第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十八

第三条中広島県税条例第十五条の改正規定を次のように改める。

第百十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千元」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千元」に改め、同号ロ(4)中「四万五千元」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千元」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千元」に改め、同号ロ(10)中「十一万円」を「十一万円」に改め、同号ロ(11)中「二万九千五百円」を「二万五千元」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に改め、「以下自動車税について同様とする。」を削り、同項第五号ロ(2)(i)中「二万三千六百元」を「二万円」に改め、同号ロ(2)(ii)中「二万七千六百元」を「二万四千四百円」に改め、同号ロ(2)(iii)中「三万六百元」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ(2)(iv)中「三万六千元」を「

三万四千八百円」に改め、同号ロ(2)(v)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ロ(2)(vi)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ロ(2)(vi)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ロ(2)(vi)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ロ(2)(ix)中「七万四千円」を「六万九千六百円」に改め、同号ロ(2)(x)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改め、同号ロ(2)に次のように加える。

(xi) 電気自動車 年額 二万円

第一百五十二条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第三条中広島県税条例附則第十四条から第十四条の六までを改める改正規定を削る。

第三条中広島県税条例附則第十一条の二の十二を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第十四条から第十四条の七までを次のように改める。

第十四条から第十四条の七まで 削除

第三条中広島県税条例附則第十八条の二を削る改正規定、同条例附則第十八条を改め同条を附則第十八条の二とする改正規定及び同条例附則第十七条の三の次に一条を加える改正規定を削り、同条例附則第十四条から第十四条の七までを改める改正規定の次に次のように加える。

附則第十八条から第十八条の二の二までを次のように改める。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第十四条の二第一項第一号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)  
又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(附則第十八条の二の二第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の二 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第十四条の五第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第六十八条第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定(法第七十一条及び第七十二条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十八條の二の二 営業用の自動車(第一百三條第一項の自動車をいう。以下同じ。)  
( )に対する第一百四條の二第一項及び第二項(これらの規定を同條第四項において準用する場合を含む。 )並びに同條第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。 )	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。 )	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

2 自家用の乗用車に対する第一百四條の二第二項(同條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。 )及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同條第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同條第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十八條の二の次に次の七條を加える。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等の取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

第十八條の二の三 自動車等持出困難区域(法附則第五十三條の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この条及び附則第十八條の三の三において同じ。 )内の法附則第五十三條の二第二項に規定する自動車等(以下「対象区域内自動車等」という。 )の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第一百三條の二第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の令附則第三十二條第四項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び附則第十八條の三の三第一項において「他の自動車」という。 )の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三條の二第二項に規定する自動車等で令附則第三十二條第二項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車等」という。 )に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環

境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の規定により還付を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車税の環境性能割の非課税に係る路線)

第十八条の二の四 法附則第十二条の二の十第一項に規定する条例で定める路線は、国が地域公共交通の確保及び維持のために交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用バス(第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バスをいう。以下この条において同じ。)が運行されている路線で、かつ、知事が地域住民の生活に必要な路線に係る一般乗合用バスの運行の確保を図るために交付する補助金の対象である路線とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成二十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で地方税法施行規則附則第四条の十一第二項に規定するものに適合すること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用しただまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百

五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに適合すること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに適合すること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）又はバス（地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定

により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。

）、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突

被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年

一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいづれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいづれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）内燃機関を有しないものをいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則第九条の二第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則第五條第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五條第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。）並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の

年度分の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第百十四条の二第一項第三号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第一項第一号イ		第一項第二号イ		第一項第二号ロ	
七千五百円	八千六百円	九千円	九千九百円	八千円	八千八百円
八千五百円	九千七百円	六千五百円	七千円	四千七百円	五千百円
九千五百円	一万九百円	四万七百元	四万六千八百円	二万九千五百円	三万二千四百円
一万三千八百円	一万五千八百円	二万七千二百円	三万二千二百円	二万五千五百円	二万八千円
一万五千七百円	一万八千円	二万七千九百円	二万五百円	二万二千円	二万四千二百円
二万五千五百円	二万三千五百円	二万五百円	二万三千五百円	一万八千五百円	二万三百円
二万三千六百円	二万七千七百円	二万三千六百円	二万七千七百円	一万五千円	一万六千五百円
二万七千二百円	三万二千二百円	二万七千二百円	三万二千二百円	一万二千円	一万三千二百円
四万七百元	四万六千八百円	六千五百円	七千円	九千円	九千九百円
九千円	九千九百円	九千円	九千九百円	一万二千円	一万三千二百円
一万二千円	一万三千二百円	一万五千円	一万六千五百円	一万八千五百円	二万三百円
一万八千五百円	二万三百円	二万二千円	二万四千二百円	二万五千五百円	二万八千円
二万五千五百円	二万八千円	二万九千五百円	三万二千四百円	四万七百元	四万六千八百円
八千円	八千八百円	四千七百円	五千百円	八千円	八千八百円
一万五千五百円	一万二千六百円	一万六千円	一万七千六百円	一万六千円	一万七千六百円
二万五百円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万二千五百円
二万五千五百円	二万八千円	二万五千五百円	二万八千円	二万五千五百円	二万八千円

第一項第五号口(1)	一万四千元	一万五千四百円
	六千五百円	七千百円
第一項第五号イ(2)	一万二千元	一万三千二百円
	一万八千五百円	二万三百円
第一項第五号イ(1)	一万二百円	一万二千二百円
	六千円	六千九百円
第一項第四号	四千五百円	五千百円
	八万三千円	九万三千三百円
第一項第三号口(2)	七万四千元	八万四千四百円
	六万五千五百円	七万二千元
第一項第三号口(1)	四万九千元	五万三千九百円
	四万千円	四万五千百円
第一項第三号口(2)	三万三千元	三万六千三百円
	二万九千元	三万九百円
第一項第二号ハ(1)	二万五千五百円	二万四千七百円
	二万二千五百円	二万二千円
第一項第二号ハ(2)	一万七千五百円	一万九千二百円
	一万四千元	一万五千九百円
第一項第二号イ(2)	一万二千円	一万三千二百円
	六万四千元	七万四百円
第一項第二号イ(1)	五万七千元	六万二千七百円
	五万五百円	五万五千五百円
第一項第一号ハ(1)	四万四千元	四万八千四百円
	三万八千元	四万八千八百円
第一項第一号ハ(2)	三万二千元	三万五千二百円
	二万六千五百円	二万九千百円
第一項第一号イ(2)	二万六百元	二万二千六百円
	一万二千二百円	一万二千二百円
第一項第一号イ(1)	一万五千百円	一万六千六百円
	七千五百円	八千二百円
第一項第一号イ(1)	六千三百円	六千九百円
	四万五百円	四万四千五百円
第一項第一号イ(1)	三万五千円	三万八千五百円
	三万円	三万三千円



四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十項に規定するもの（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十九項に規定するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十項に規定するものに適合する乗用車

第一項第一号イ										第一項第一号ロ										第一項第二号イ										第一項第二号ロ																									
七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万五千元	三万五百元	三万六千元	四万三千五百円	五万円	五万七千元	六万五千五百円	七万五千五百円	八万七千元	十一万円	六千五百円	九千元	一万二千元	一万八千五百円	二万二千元	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百元	八千元	一万五千五百円	二万五千五百円	三万五千元	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万九千元	二万七千五百円	二千元	二千五百円	三千円	四千円	五千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	千二百円	二千円	三千円	四千円	五千五百円	七千五百円	九千元	七千五百円	八千五百円	九千五百円	三万五千元



第一項第五号イ(1)	一万二百円	三千円
	一万八千五百円	五千円
第一項第五号イ(2)	一万二千円	三千円
	六千五百円	二千円
第一項第五号ロ(1)	一万四千元	三千五百円
	二万円	五千円
第一項第五号ロ(2)	二万四千四百円	六千五百円
	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万五千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
	二万五千五百円	六千五百円
第一項第五号ロ(3)	一万六千元	四千円
	八千円	二千円
	三千七百元	千円
第二項第一号	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
第二項第二号	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円

3

次に掲げる自動車に対する第百十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基

準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ													七千五百円	四千円
													八千五百円	四千五百円
													九千五百円	五千円
													一万三千八百円	七千円
													一万五千七百円	八千円
													一万七千九百円	九千円
													二万五百円	一万五百円
													二万三千六百円	一万二千元
													二万七千二百円	一万四千元
													四万七百元	二万五百円
第一項第一号ロ													二万五千元	一万二千五百円
													三万五百円	一万五千五百円
													三万六千元	一万八千元
													四万三千五百円	二万二千元
													五万円	二万五千元
													五万七千元	二万八千五百円
													六万五千五百円	三万三千元
													七万五千五百円	三万八千元
													八万七千元	四万三千五百円
													十一万円	五万五千元
第一項第二号イ													六千五百円	三千五百円
													九千円	四千五百円
													一万二千元	六千円
													一万五千元	七千五百円
													一万八千五百円	九千五百円

第一項第二号口										第一項第二号ハ(1)										第一項第二号ハ(2)										第一項第三号イ(1)										第一項第三号イ(2)										第一項第三号ロ(1)									
二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四十七百円	八千円	一万五千五百円	一万六千円	二万五百円	二万五千五百円	三万円	三万五千円	四万五百円	六千三百円	七千五百円	一万五千五百円	一万二百円	二万六百元	一万二千円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千円	二万六千五百円	三万二千円	三万八千円	四万四千円	五万五百円	五万七千円	六万四千円	一万二千円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円																								
一万千円	一万三千円	一万五千円	二千四百円	四千円	六千円	八千円	一万五百円	一万三千円	一万五千円	一万七千五百円	二万五百円	三千二百円	四千円	八千円	五千五百円	一万五百円	六千円	七千五百円	九千円	一万円	一万五千五百円	一万三千円	一万四千五百円	一万六千円	一万九千円	二万二千円	二万五千五百円	二万八千五百円	三万二千円	六千円	七千五百円	九千円	一万円	一万千五百円																									

第一項第三号ロ(2)	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第一項第五号イ(1)	一万四千円	七千円
	二万四千四百円	一万二千五百円
第一項第五号ロ(2)	二万八千八百円	一万四千五百円
	三万四千八百円	一万七千五百円
第一項第五号ロ(3)	四万円	二万円
	四万五千六百円	二万三千円
第二項第一号	二万五千五百円	一万三千円
	一万六千円	八千円
第二項第二号	八千円	四千円
	三千七百円	千八百円
第一項第四号	四万七千円	二万四千五百円
	四万九千円	二万四千五百円
第一項第五号イ(2)	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
第一項第五号イ(1)	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千五百円
第一項第五号ロ(1)	四万五千五百円	二万五千五百円
	六千円	三千円
第二項第一号	一万二千円	六千円
	一万八千五百円	九千五百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
第一項第三号ロ(1)	八千円	四千円
	六千三百円	三千二百円
第一項第三号ロ(2)	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
第一項第三号ロ(3)	八千円	四千円
	三千七百円	千八百円

第十八条の三の二 令和元年十月一日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗

用車及び第十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車（以下この条において「  
家用の乗用車等」という。）であつて広島県条例の一部を改正する条例等の一部  
を改正する条例（平成二十九年広島県条例第三号）第三条の規定による改正前の広  
島県条例（以下この条において「平成二十九年改正前の広島県条例」という。）

）第百十三条の規定により平成二十九年改正前の広島県条例に規定する自動車税  
を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車等であつて、地  
方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定に  
よる改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及び平成二十九  
年改正前の広島県条例第百四十四条の規定により平成二十九年改正前の広島県条例  
に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外  
において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行  
規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある家用の乗用車  
等であつて令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動  
車税の種別割の税率は、第百十五条第一項の規定にかかわらず、一台について、次  
の各号に掲げる家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 家用の乗用車

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千

五百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千

五百円

ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千

円

ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円

ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千

円

ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千

五百円

チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千

五百円

リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千

円

ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

ル 電気自動車 年額 二万九千五百円

二 第百十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車

イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円

- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四五百円

又 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円  
 ル 電気自動車 年額 二万三千六百円

2 第一百六条の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等について準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百円
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百円
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万七千七百円
第一号ホ	五万千円	五万八千六百円
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百円
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円
第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万千二百円

第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万千七百円
第二号ハ	三万千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万千四百円
第二号ホ	四万八百円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千円
第二号チ	六万千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千円
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第一号ル	二万九千五百円	七千五百円
第一号イ	二万三千六百円	六千円
第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八百円	一万五百円

第二号へ	四万六千四百円	一万二千元
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円
第二号ル	二万三千六百円	六千円

5 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千元
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千元	二万二千五百円
第一号ホ	五万千元	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千元
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号リ	八万八千円	四万四千元
第一号ヌ	十一万千元	五万五千五百円
第二号イ	二万三千六百円	一万二千元
第二号ロ	二万七千六百円	一万四千元
第二号ハ	三万六千六百円	一万六千元
第二号ニ	三万六千円	一万八千円
第二号ホ	四万八百円	二万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	二万三千五百円
第二号ト	五万三千二百円	二万七千元
第二号チ	六万二千二百円	三万円
第二号リ	七万四百円	三万五千五百円
第二号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納

税義務の免除等

第十八条の三の三 令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第十八条の二の三第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第五十四条第一項各号に掲げる期間に取得された他の自動車（法第四百四十五条第三号に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の規定により還付を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車等（法第四百四十五条第三号に規定する自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第百十三条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第十八条の三の四 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百十八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（法第百七十七条の十三から第百七十七条の十五までの規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十八条の三に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、家用の乗用車等に対する第百十五条第一項の規定の適用については、当該家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には

令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十八条の三の二第四項及び第五項を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三条(広島県税条例附則第六条の四の二及び附則第六条の四の三の改正規定を除く。)及び第五条から第七条までの規定</p> <p>令和元年十月一日</p> <p>三 第四条の規定 令和三年四月一日</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「元年施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び元年施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、元年施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 第七条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第三条の規定は、元年施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び元年施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、元年施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び元年施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第三条 元年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第三条の規定による改正前の広島県税条例(以下「旧条例」という。)附則第十一条の二の十二の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第四条 元年施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三条(広島県税条例附則第六条の四の二及び附則第六条の四の三の改正規定を除く。)から第六条までの規定 平成三十一年十月一日</p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第一条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「三十一年施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、三十一年施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 第六条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第三条の規定は、三十一年施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、三十一年施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第三条 三十一年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第三条の規定による改正前の広島県税条例(以下「旧条例」という。)附則第十一条の二の十二の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第四条 三十一年施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従</p>

例による。

前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

（自動車税に関する経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、元年施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

第五条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、三十一年施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、元年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、元年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、三十一年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、三十一年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十八条の二第一項の規定により納税義務を免除される元年施行日前の自動車税の徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十八条の二第一項の規定により納税義務を免除される三十一年施行日前の自動車税の徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

4 第四条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定は、元年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、元年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

第六条 第四条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定は、三十一年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、三十一年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、元年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、元年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

第七条 第五条の規定による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、三十一年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、三十一年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

（広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 広島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、広島県税条例第三十四条の二第一項第二号の改正規定中「同項第二号中」の下に「又は寡夫」を、「寡夫又は单身児童扶養者」に、「」を加え、同条例附則第四条の二第二項の改正規定中「得た金額」を「数を乗じて得た金額」に改める。

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八條 広島県税条例の一部を改正する条例(平成三十一年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
附則	(施行期日) 第一条 (略)	<p>一 第三十八條の二の改正規定並びに附則第六條の五、第七條及び第七條の二の改正規定 令和元年六月一日</p> <p>二 第一百條の改正規定 令和元年七月一日</p>	<p>一 第三十八條の二の改正規定並びに附則第六條の五、第七條及び第七條の二の改正規定 平成三十一年六月一日</p> <p>二 第一百條の改正規定 平成三十一年七月一日</p>
附則	(個人の県民税に関する経過措置) 第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。	<p>(個人の県民税に関する経過措置) 第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第三十八條の二、附則第六條の五、第七條及び第七條の二第一項の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第三十八條の二、附則第六條の五、第七條及び第七條の二第一項の規定の適用については、令和二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(個人の県民税に関する経過措置) 第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第三十八條の二、附則第六條の五、第七條及び第七條の二第一項の規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第三十八條の二、附則第六條の五、第七條及び第七條の二第一項の規定の適用については、平成三十二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第三十八條の二第二項	特例控除対象寄附金の額	又は第一号に掲げる寄附金(令和元年六月一日前に支出したものに限り、これを)を支出し、これらの寄附金	又は第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限り、これを)を支出し、これらの寄附金
第三十八條の二第二項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第一項第一号に掲げる寄附金(令和元年六月一日前に支出したものに限り、これを)の額	特例控除対象寄附金の額及び第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限り、これを)の額

附則第 六条の 五第一 項	特例控除対 象寄附金の 額	特例控除対象寄 附金の額及び同 条第一項第一号 に掲げる寄附金 (令和元年六月 一日前に支出し たものに限る。 )の額
附則第 七条の 二第一 項	特例控除対 象寄附金	特例控除対象寄 附金又は第三十 八条の二第一項 第一号に掲げる 寄附金(令和元 年六月一日前に 支出したものに 限る。)
(略)	(略)	(略)

(自動車税に関する経過措置)  
 第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分  
 は、令和元年度分の自動車税について適用  
 し、平成三十九年度分までの自動車税について  
 は、なお従前の例による。

附則第 六条の 五第一 項	特例控除対 象寄附金の 額	特例控除対象寄 附金の額及び同 条第一項第一号 に掲げる寄附金 (平成三十一年 六月一日前に支 出したものに限 る。)の額
附則第 七条の 二第一 項	特例控除対 象寄附金	特例控除対象寄 附金又は第三十 八条の二第一項 第一号に掲げる 寄附金(平成三 十一年六月一日 前に支出したも のに限る。)
(略)	(略)	(略)

(自動車税に関する経過措置)  
 第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分  
 は、平成三十一年度分の自動車税について適  
 用し、平成三十九年度分までの自動車税につい  
 ては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び附則第三条の規定 令和元年十月一日
- 二 第三条並びに次条第一項及び第二項の規定 令和二年一月一日
- 三 第四条及び次条第三項の規定 令和六年一月一日
- 四 第五条及び附則第四条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十二号) 附則第一条第二号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日(いずれか遅い日)

(県民税に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の広島県税条例(以下この条において「二年新条例」という。)第三十九条の五第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)第一条の規定による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)第二条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の三の三第一項に規定する申告書につい

て適用する。

2 二年新条例附則第十一条の二の三の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 第四条の規定による改正後の広島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第五十条及び附則第十一条の二の十一の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の広島県税条例第六十四条の三第三項及び第六十五条第六項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の広島県税条例第六十四条の三第三項及び第六十五条第六項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の広島県税条例第六十四条の三第三項及び第六十五条第六項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。